

発議第8号

原田達也議長に対する不信任決議について

上記の議案を、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年12月17日提出

提出者 愛南町議会議員 吉村 直城

賛成者 愛南町議会議員 中野 光博

原田達也議長に対する不信任決議

本議会は、議長原田達也を信任しない。
以上、決議する。

令和3年12月17日

愛南町議会

理由

議会は、地方自治法の範囲の中で活動し、合議体の議会議長は法104条で事務統理者としての立場、会議の主宰者の立場があり、権限もこの二つしかありません。対外的には議会の代表権を有し、また、議長の地位は議会自体の権威と結びつくものです。

9月10日総務委員会において、傍聴者の居られる場で、秘密会審議の内容が2名の氏名を挙げての発言がありました。

9月17日総務委員会で、発言取り消しの申し出により許可され、会議録はホームページに掲載されていたのが、12月3日議会運営委員会の後、いきなり取り下げられ、議会前日の9日、氏名を改ざんして再掲載されました。

10日定例会冒頭、取り下げ、改ざんの理由説明に、「個人情報なので、議長判断で氏名を消し掲載した。」また、「委員長発言は個人情報に当たらない。」と指摘するも、あくまで個人情報だと主張し、「次回全員協議会で説明する。」との答弁でした。また議会終了後開催された議会運営委員会でも同じことの繰り返しでした。ところが、翌11日の新聞には「判断ミスだった。」と誤りを認めたとのコメント報道。本議会、議会運営委員会の答弁は何だったのか。我々議員は、説明の前に新聞報道で結論を知らされる。

つい先刻も、行政側の答申「学校統廃合」「一本松支所新築」を新聞報道で議員が知るのには議会軽視ではないか、と厳しく指摘した同僚議員もいましたが、今度は指摘した側の、しかも議長が同じことを繰り返す。

併せて、同議会運営委員会で「氏名を消したのは、前委員長本人か

らの申し出があったんでしょう。」と委員長からの質問に対し、「本人からの申し出があって、それを尊重して、そこだけを消した。」と答弁しました。事の経過を知っている私は、あまりにも嘘に塗られた茶番に、開いた口が塞がらないばかりか、怒りさえ感じました。

議会前々日の8日、請願紹介者での説明の参考に、ホームページから取り下げられている理由を事務局長に問い合わせをしました。また、翌9日改ざんされ、再掲載された後、議長権限ではできない旨を抗議しました。

事実経過に触れます。議会前日の9日、前委員長にアポを取り、「会議録の氏名を消させてもらえないか。」と、事務局長同伴で、議長自らわざわざお願いにまで行き、「私から名前を消してくれ等言える立場ではない。議会のルールに従って処理してくれ。」とまで言われ、帰された事実。「個人情報なので議長権限で消した。」この答弁通りなら、議長自らのお願いは何なのか。その前提事実がありながら、足を運ぶ場所も違い、判断ミスだけの問題ではありません。更に、14日議会運営委員会冒頭「10日の委員会での私の発言は勘違いでした。」と謝罪はし、全く予定になかった昨日、急きょ開催の全員協議会で事実説明でもあるのかと思いきや、今後どうしたら良いのかとの相談、何のための委員会だったのか、今もって理解できません。

委員会での議長発言は、「前委員長本人からの申し出があって。」と、明確に答弁をしています。それが、勘違いだったで済まされる問題ではありません。

議長は、改めて指摘するまでもなく、議長としての在り方に関し、公正指導の原則があり、常に冷静で、公正に会議規則等法令を順守するほか、会議原則に沿って、議会運営に万全を期さなければなりません。

だからこそ、行政の監視機能を持つ議会は、開かれた議会、住民とともに歩む議会を目指し、議会基本条例を制定し、積極的な議会情報の公開を謳い、それを尊重し、意思決定機関として、町民から信頼され、お互い納得のいく議会運営に努めると議長決意表明。

誰しものがミスはつきものです。しかし、例えミスがあったとしても、その後の対処の仕方のはずです。当然、自治法令順守、会議原則に照らせば、それなりの手続きを経なければなりません。ルールに基づかない議会運営などありません。ましてや議長に取り消し権限等まったくありません。併せて、議会運営委員会での前委員長を貶める虚

偽答弁。その事実内容に一切触れることなく、繰り返しになります
が、「10日の発言は勘違いでした。」の謝罪のみでした。発言はしっか
りと議事録に残っており、議事録は公開されます。それは、「会議規則
第63条発言の取消し又は訂正」の手続きの会議原則に照らしていな
い。また、手続きを全くとっていないからです。謝罪で済まされるこ
とではないのです。

原田議長が副議長の3年程前から法を逸脱し、ルールに基づかない
運営が目につきます。そして、今一連の行為は虚偽と独裁。

基本条例17条、議員は、町民の代表としての倫理性を常に自覚し、
町民の模範となるよう努め・・・この文言を多数決採択までして加え
た条文です。

議会の華とまで言われた一般質問の最中「町長が答弁に困っていた
から。」との理由で、途中、中断先刻。他、10月29日議長主催の議会
報告会で、町民から小山地区太陽光発電の説明を求められるも「裁判
中なので申し上げられないと裁判にもなっていない事を嘘と堂々と言
う等、議長決意表明からはあまりにも乖離し、議長としての資質、公
正さに欠け、行政の監視機関の議長としては、あまりにも不適格と判
断します。

地方の時代と言われ、人口減から生じる少子化、雇用対策等々、現
在まさに本町の将来を見据えた地方創生総合戦略に向け、取り組んで
いる。いかなければいけない重要な時。

我々議員は、議会は、真に校正で、ルールに基づいた正直な議会運
営ができないことでは、住民にとって、不幸な結果を生む恐れがある
ことを危惧いたします。

以上の事を踏まえ、町民の信頼と期待に応える議会として生まれ変
わるためにも、原田達也議長を信任しない。